

※ 電子申請の方法により添付情報の原本提示省略の場合、調査報告書の表題と併せて記載するのが望ましい。

■共通 ■分筆 ■地積更正 ■地目変更 ■合筆 ■表題 ■地図訂正

01 登記の目的 その他 合筆登記抹消(国土調査修正)
 地図訂正・地積更正(国土調査修正)

02 調査した土地(表題登記以外は、申請前の状況を記載すること)

申請番号	所在	地番	地目	地積 m ²	第三者の権利の有無	※1利用状況	地積測量図の有無
1	香川市高松町山川	5-1	宅地	200.30	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	建物敷地	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2	同上	5	畑	178	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	野菜畑	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3	同上	6-5 (予定)	雑種地	1051	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	露天駐車場	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

※1 利用状況記載例

[宅 地] ①建物敷地 ②建物敷地(工事中) ③宅地(更地) ④建物敷地と合わせて利用
 ⑤宅地への専用進入路 ⑥建物敷地及家庭菜園用地

[田] ①田 ②休耕田 ③田への進入路

[畑] ①畑 ②野菜畑 ③ミカン畑 ④畑への進入路

[山林] ①山林 ②竹林

[原野] ①原野

[用 悪 水 路] ①水路

[公衆用道路] ①道路 ②市道 ③農道

[墓 地] ①墓地

[雑 種 地] ①露天駐車場 ②駐車場と併せて利用 ③露天資材置場 ④太陽光発電設置用地
 ⑤井戸用地

[そ の 他] ①店舗用地 ②事務所用地及び駐車場 ③田 一部 雑種地 (宅地)

03 所有権登記名義人等

地 番	所有権登記名義人(□立会人) ※立会人が名義人の場合は(■立会人)とし、立会人の記載省略。	
1-1	住 所 (登記記録と異なる場合)	香川市高松町山川5番1号 ・行政区画変更による ・住所移転
	氏 名	山田 太郎 ・氏名変更(登記記録と異なる場合)
	本人確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他(※2)
	持 分	<input checked="" type="checkbox"/> 単有 <input type="checkbox"/> 共有(持分)
	連絡先(電話番号等)	087-100-2234
	立 会 人	
	住 所	香川市高松町畑田10番地5
	氏 名	山田 一郎
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input checked="" type="checkbox"/> その他(※2)	

	所有権登記名義人との関係	■親族(父) ■管理者(係長) □代表者 □その他()
	連絡先(電話番号等)	
	※2 本人確認方法 (その他)	1. 電話にて確認 2. 現地調査時に面談(立会時に面談・受任時に面談・当職事務所にて面談) 3. 代理人により確認 4. 担当者との面談により確認
立会・確認状況等	<p>1. 平成30年5月10日 立会・確認 所定の日時に本人が立ち会い、確認した。</p> <p>2. 所定の日時に本人が立会い確認した。なお、共有者山野五郎は仕事のために欠席し、父山野四郎に委任した。(委任状確認済み。)</p> <p>(分筆)</p> <p>1. 現地及び図面で分割点を確認している。</p> <p>2. 現地に境界標が存し、自宅に写真等を持参し確認した。</p> <p>3. 当職が平成29年8月に分筆登記を申請した土地であり、土地を特定できるため立会を省略した。</p> <p>(地目変更)</p> <p>1. 立会日に利用状況の詳細を確認した。</p> <p>2. 申請人(借借人)の証言と現地の状況が合致したため立会を省略した。</p> <p>3. 申請人の証言、地図等により土地を特定できたため省略。</p> <p>4. 当職が分筆、農地転用許可申請をした土地で、土地を特定できたため立会を省略した。</p> <p>(表題)</p> <p>1. 当職が作成した平成9年作成の用途廃止申請書に添付された図面により土地を特定できたため立ち会いを省略した。</p> <p>2. 本件申請地については、平成〇年〇月〇日〇〇市〇〇課の境界確定書が存し、所有権証明書添付図面と一致により机上にて確認。</p> <p>3. 〇〇番については平成〇年〇月〇日立会済で、本件申請地については所有権証明書等により机上にて確認。</p>	

■共通 ■分筆 ■地積更正 ■地目変更 ■合筆 ■表題 ■地図訂正

04 登記原因及びその日付			
地番	原因日付	原因	※3 登記原因及びその日付の具体的判断理由
1-2	平成〇年〇月〇日 年月日不詳	錯誤 地目変更 農道一部削除, 遺漏 合筆錯誤 不詳	* 10補足・特記事項に記載のとおり <u>※原因が錯誤の場合は記入の必要なし</u>
その日付の具体的判断理由	<p>※3</p> <p>1. 10 補足・特記事項欄記載のとおり</p> <p>2. 現況及び申請人の証言等により判断した。</p> <p>地目変更(年月日地目変更)</p> <p>1. 申請人、代理人と隣接地旧土地所有者の証言により判断した。</p> <p>2. 申請人の証言及び〇〇市固定資産課税明細書記載等により地目変更日を判断した。</p> <p>3. 非農地証明申請書及び申請人の証言により地目・変更日を判断した。</p> <p>4. 工事人の証言、現地の状況及び工事完了証明書の完了日により判断した。</p> <p>5. 代理人の証言及び隣接地登記記録(当職が地目変更登記済)記載により判断した。</p> <p>宅地</p> <p>1. 申請人、借借人の証言により家屋番号 450 番の建物新築日を地目変更日とした。</p>		

※
3

登記原因及びその日付の具体的判断理由

2. 申請人の証言により、建物新築日(新築されている建物が棟上げされた日)を変更日とした。
3. 申請地を建物敷地とする前件申請建物の新築日(平成29年7月12日)を、地目変更日とした。
4. 申請人、使用貸借人(前建物所有者)の証言により申請地に存する未登記建物の新築日を変更日とした。
5. 隣接地と併せて工事が完了し一体利用していることから、隣接地登記記録の地目変更日と同一と判断した。
6. 申請人の証言により、建物敷地と一体利用された日をもって地目変更日とした。
7. 使用貸借人の証言により、倉庫の建築年月日を地目変更日とした。
8. 申請人の証言及び水道の引込が完成し、宅地としての条件が整った日とした。
9. 立会人(申請人の妻)の証言により、敷地拡張するため、周壁コンクリート工事が完了し、自転車等の置場として利用した日をもって地目変更日とした。

田

1. 申請地は用水の取入口と畦畔が存し、隣接地(842-1 田)(842-3 田)と一体的に耕作する目的で農地法第3条の許可を受けた。地目変更日については、管理者において耕作可能と判断した日をもって確定した。現在は、周辺農道水路との境界コンクリートを施工中である。

畑

1. 申請人の証言により、野菜(玉ねぎなど)栽培のため、畝作りをし、全体が畑に供された日を地目変更日とした。
2. 前所有者(兄)が死亡の翌年に畑としたとの申請人の証言による。

山林

1. 申請人の証言により山林となった平成8年月日不詳を変更日とした。

公衆用道路

1. 土地改良事業による農道拡幅工事が完了した日を変更日とした。
2. 工事人及び申請人の証言により、申請地と隣接地(雑種地)との間に境界コンクリートが施工され、利用状況が公衆用道路として明確に区別された日をもって地目変更日とした。従来より地域住民が利用していた道路であったが、国土調査時に誤って地図に記載され、この度、地図訂正後、分筆し、地目変更するものです。

雑種地

1. 資材置場として造成工事を完了し、資材等を搬入した日をもって地目変更日とした。
2. 工事人の証言により、碎石舗装等すべての工事が完了し、資材置場、駐車場用地として使用可能な状態になった日をもって地目変更日とした。
3. 申請人の証言により、太陽光発電設備の工事完了した日を地目変更日とした。
4. 申請人の証言により、敷地拡張の工事が完了し、露天駐車場用地として使用可能な状態になった日とした。

地積更正(錯誤)

1. 国土調査時に誤って農道を表記したことによる地図訂正及び地積更正、分筆である。
2. 地図訂正に伴う地積更正及び土地買収による分筆登記です。

表題登記(不詳)

1. 国有地を個人に払い下げるため、〇〇財務局担当者の証言による。
2. 公共用地を払下げしたため。

合筆錯誤

1. 国土調査の際(農道を隔てた土地を合筆したことによる)の合筆誤りによる訂正

地図訂正(錯誤)

1. 国土調査の誤りによる地図訂正・地積更正。
2. 国土調査の誤りによる地図訂正(993は地積更正を伴わない)。